

契 約 結 果 表

1	工事番号	令和5年度 下建 第20号
2	工事名	松崎町污水管築造工事(その40)
3	工事場所	八代市松崎町
4	工 種	下水道工事
5	工事概要	施工延長L=75.0m、開削工(φ150)L=75.0m、小型マンホール工N=2箇所、ます設置工N=4箇所、表層工(As,t=5cm)A=1.2㎡
6	契約金額	¥3,157,000
7	契約日	令和5年5月25日
8	工事期間	令和5年5月26日 ～ 令和5年7月31日
9	請負業者	住 所 八代市沖町3923-2 商号又は名称 (有)西村土木工業 代 表 者 代表取締役 西村秀樹

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものを。

本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、污水管を埋設するものであるが、当該区画については、私道申請による下水道工事である。本来であれば、入札を予定していたが、私道の所有者が改築工事に着手することが決定し、併せて未舗装である私道の舗装工事も行ふこととなった。そのため、通常の入札の期間を設けた場合に、別途、舗装後の手戻り施工を行う必要があり、余計な費用を支出することとなり市の財政をひっ迫しかねない。

以上のことから、早急な対応が必要であるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に基づき、随意契約を行うものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年7月28日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|-----------------------|---|---------------|-----------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 復災河 第2号 | | |
| 2 | 工事名 | 石丸川河道掘削及び護岸補修工事 | | |
| 3 | 工事場所 | 八代市坂本町 | | |
| 4 | 工種 | 河川工事 | | |
| 5 | 工事概要 | 河川掘削L=49.0m、141m ³ 、護岸修繕工L=63.6m、139.8m ² | | |
| 6 | 契約金額 | ¥4,035,900 | | |
| 7 | 契約日 | 令和5年5月19日 | | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年5月22日 | ～ | 令和5年6月30日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市鏡町両出1324-1 | |
| | | 商号又は名称 | (株)江川組 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 江川信二 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 下記のとおりに地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。
本件は、令和2年7月豪雨により被災した石丸川堆積土砂の掘削及び護岸の修繕工事である。
本箇所隣接並行した市道石丸線災害復旧舗装工事を(株)江川組が施工しており、新たに他の業者に本工事を施工させる場合、工事が輻輳し、安全性の確保及び円滑で適切な施工の確保が困難となる。
また、地域住民としては早期の完成を望んでおり、再度浸水被害発生した場合、住民に対する影響も大きくなることから出水期までに工事を完了させる必要がある。
このように時間的な制約もあることも含め、競争入札に付すことが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。 | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年7月28日